

基 発 0430 第 3 号
令 和 2 年 4 月 30 日

都道府県労働局長 殿

労働基準局長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律等の施行に伴う労働保険料等の猶予制度の特例について

新型コロナウイルス感染症については、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある状況にあり、労働基準関係行政においてもこれまで必要な対応を図ってきたところである。

労働保険料、特別保険料及び一般拠出金（以下「労働保険料等」という。）については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 48 号）（以下「徴収法」という。）第 30 条により、徴収法に別段の定めがある場合を除き、国税徴収の例により徴収することとされているところ、今般、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 25 号。以下「新型コロナ税特法」という。）、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（令和 2 年政令第 160 号。以下「新型コロナ税特法施行令」という。）が制定され、更なる措置を講じることとされたところである。

その措置内容に伴う労働保険料等の取り扱いについては下記のとおりであり、貴職におかれては、趣旨を十分に理解の上、積極的な周知をはじめとして、その円滑な施行に万全を期されたい。

記

第 1 共通事項

1 新型コロナウイルス感染症の定義（新型コロナ税特法第 2 条関係）

新型コロナウイルス感染症とは、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症をいうこと。

第 2 労働保険料等の猶予制度の特例（新型コロナ税特法第 3 条関係）

1 措置の概要

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月1日以後に事業につき相当な収入の減少があったことその他これに類する事実がある場合には、国税通則法第46条第1項の規定その他納税の猶予に関する法令の規定を適用することができること。

これにより、事業主が令和3年1月31日までに納付すべき労働保険料等を一時に納付することが困難であると認められるときは、納付することが困難であると認められる金額を限度として、納期限内（令和2年2月1日から施行日までに納期限が到来するものについては施行日から2か月以内）の申請（やむを得ない理由があると認める場合には、その労働保険料等の納期限後にされた申請を含む。）に基づき、1年以内の期間に限り、その納付を猶予することができること。

2 留意点

(1) 猶予制度の特例の適用等について

猶予制度の特例の適用等については、別途通知するものであること。また、法律の公布日（令和2年4月30日）以降、猶予制度の特例に係る申請を受け付けることとし、当該通知に基づき事務処理を行うこと。

(2) 労働保険料等以外の公租公課の取り扱いについて

新型コロナ税特法に基づく猶予制度の特例は、国税のみならず労働保険料等の他、厚生年金保険料等においても例によることとされていること。

また、地方税においても、本日公布及び施行された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第26号）において同様の措置が講じられているため、留意すること。

第3 施行日等

本通達は、新型コロナ税特法、新型コロナ税特法施行令の公布の日（令和2年4月30日）から施行すること。